

議案 第188号

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する
条例の一部を改正する条例案

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等
合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年

法律第117号）の例による。

2 省 略